［別表を削る。］

別表第一（第二条第一項関係）

一　公益信託関係法令の規定

内閣総理大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する内閣府令（昭和五十五年総理府令第四十二号）	第二条、第三条第一項及び第二項、第四条、第七条第一項、第八条第一項、第九条、第十条第一項、第十一条、第十二条、第十四条、第十五条、第十六条第一項、第十七条第一項、第十八条第一項、第十九条、第二十条、第二十一条、第二十二条、第二十三条、第二十四条、第二十五条第一項並びに第二十八条
国家公安委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（昭和五十九年国家公安委員会規則第二号）	第三条第一項、第五条、第六条及び第七条

二　犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律関係法令の規定

犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律施行規則（昭和五十五年国家公安委員会規則第六号）	第二十一条

三　警備業法関係法令の規定

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）	第二十四条（第二十七条第二項において準用する場合を含む。）、第三十条、第三十一条及び第三十七条

四　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律関係法令の規定

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）	第四十四条第一項
風俗環境浄化協会等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第三号）	第八条において読み替えて準用する第一条第一項並びに第五条第一項及び第二項並びに第九条第一項
遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）	第十六条第一項、第二十条第一項、第二十一条第一項前段及び後段並びに第二十二条第一項及び第二項

五　銃砲刀剣類所持等取締法関係法令の規定

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和三十三年総理府令第十六号）	第十二条第一項及び第二項
猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会及び年少射撃資格の認定のための講習会の開催に関する事務の一部を行わせることができる者の指定に関する規則（平成二十一年国家公安委員会規則第十一号）	第二条第一項及び第五条第二項